

品川区建築物等における木材利用推進方針

制定	平成27年4月1日
区長決定	27品都環第140号
改正	令和6年1月18日
区長決定	5品都環第178号

1 目的

この方針は、品川区内の建築物および工作物（以下「建築物等」という。）の整備における積極的な国産木材の利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第12条第1項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）」に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 公共建築物等 区が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（区の委託により管理される建築物を含む。）
- (3) 建築 新築、増築、改築または改修をいう。
- (4) 木質化 建築物の内装および外装の全部または一部に木材を使用することをいう。
- (5) 公共工作物 区が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。
- (6) 多摩産材 多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

3 木材利用の意義

森林を適切に整備し、自然環境の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止などの機能を発揮していくためには、木材を有効に活用するなど、木の循環利用のための取り組みが必要である。

品川区（以下「区」という。）は、以下の各号に掲げる効果に留意し、木材を利用することが、森林の適切な手入れだけでなく、木材産業の振興につながり、健康や環境の面からも有効であることを区民に広範にPRする。また、公共建築物等において木材を率先して利用することにより、民間利用の促進を図る。

- (1) 木材の利用を促進することにより、木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持および増進に寄与する。
- (2) 持続可能な国内の森林から算出された木材を原材料として使用する環

境物品等の調達を推進する。

- (3) 調湿効果や吸音効果、また人の心を和ませる効果等、木材の特性を生かした快適な公共空間を創出する。
- (4) 木材は、炭素を長期間にわたって貯蔵する炭素固定機能を有し、加工等に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ないことから、地球温暖化防止などの環境負荷の軽減に寄与する。

4 木材利用の効果

- (1) 公共建築物等は、広く区民の利用に供されるものであることから、当該建築物等を利用する多くの区民に対し、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することで、木材の特性やその利用の促進の意義について区民の理解の醸成を効果的に図ることができる。
- (2) 公共建築物等の木材の利用の促進を図ることにより、公共建築物等以外の建築物、工作物の資材、各種製品の原材料等における木材の利用の拡大といった波及効果が期待できる。

5 区が整備する公共建築物等における木材利用の推進

公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用する方法を採用し、次に掲げるとおりその使用に努めるものとする。

この場合において、区と交流連携のある自治体を産地とする木材、および多摩産材を優先的に活用するものとする。

(1) 公共建築物等

公共建築物等の建築に当たっては、施設の特徴を踏まえて積極的に木材を使用し建築物の木質化を図る。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）等のほか、関係法令および施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他、木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、木材および木材を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等のほか、関係法令および施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

(3) 備品および消耗品等

公共建築物等の什器等の備品および文房具等の消耗品は、木材を利用したものを積極的に使用する。

(4) コスト面等で考慮すべき事項

区は、公共建築物の整備において木材を利用するに当たって建築コストの適正な管理、維持管理および解体・廃棄等のコストも含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

6 木材利用のPRおよび普及促進

区は、木材利用の推進に当たって、木材の持つ良さや木材利用の意義について、PRおよび普及の促進に努めるものとする。

また、国や関係自治体等と緊密に連携し、建築物における木材の利用が促進されるよう、情報提供等に取り組むものとする。

付 則

この方針は、令和6年1月18日から施行する。